

令和 6 年度

第 2 回 富山市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和 7 年 2 月 1 7 日（月）午後 3 時～午後 5 時
会 場 富山市役所 8 階 第 3 委員会室

目 次

1. 協議事項

- (1) 地域ケア会議から見る地域課題について・・・・・・・・・・1
- (2) 令和7年度地域包括支援センター運営について・・・・・・・・5

2. 報告事項

- (1) 大久保・船嶺地域包括支援センターの運営について・・・・6
- (2) 地域包括支援センター運営協議会評価委員会について・・・・7
- (3) 地域包括支援センターへの巡回について・・・・・・・・・・10
- (4) 地域包括支援センターの担当圏域に関する中核市等調査結果について ・13

3. その他

- (1) 地域包括支援センターの人員基準に関する規則の改正について・17
- (2) 令和7年度富山市地域包括支援センター運営協議会予定（案）・18

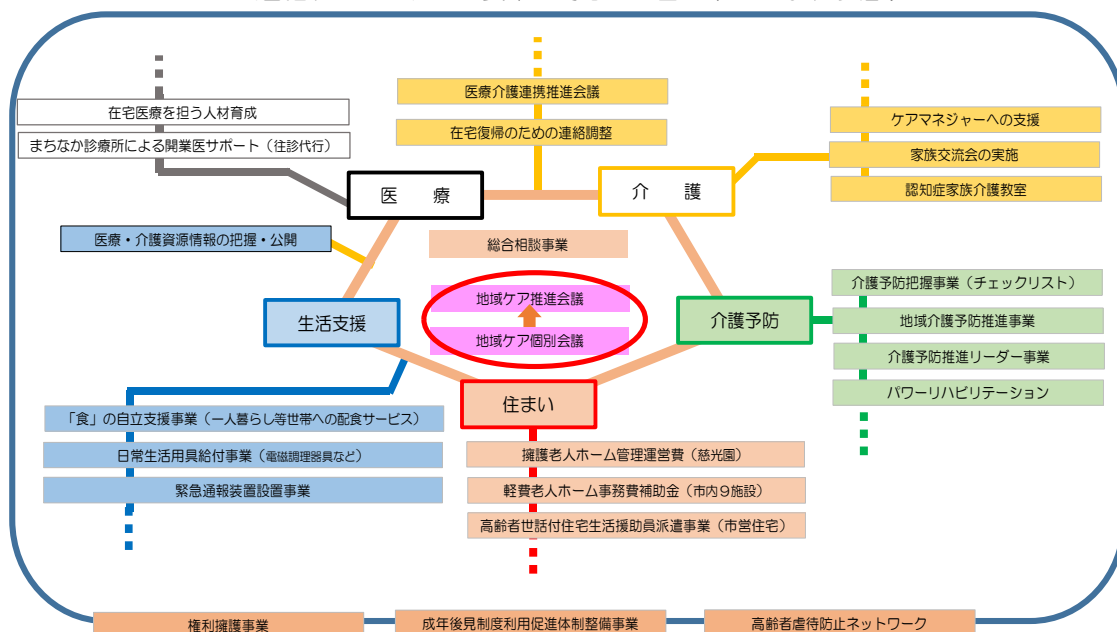
1. (1) 地域ケア会議から見る地域課題について

i) 地域包括ケアシステムとは

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に提供される体制
- ・地域包括ケアシステム構築の中核機関として、市町村は地域包括支援センターを設置
- ・富山市地域包括支援センター運営協議会の所掌事務として地域包括ケアに関する事項が規定
(富山市地域包括支援センター運営協議会運営要綱)

ii) 富山市の地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの要素に対応した富山市の主な取り組み



iii) 地域ケア会議について

地域ケア会議とは、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく手法であり、地域包括ケアシステムの実現と深く関連している。

【地域ケア会議の機能】

①個別課題解決機能…

個別ケースについて多職種が多角的視点から検討を行うことにより、個別課題の解決を行う。

②ネットワーク構築機能…

地域支援者等の相互の連携を高める。

③地域課題発見機能…

個別ケースの背後に潜在するの共通ニーズや、地域の現状を勘案し、解決すべき地域課題・優先度を明らかにする。

④地域づくり・資源開発機能…

インフォーマルサポートや地域の見守りネットワーク等、必要な資源を地域で開発していく。

⑤政策形成機能…

市の既存施策や予算等では地域課題解決が困難な場合、解決に向けた新たな施策を立案・実行。

地域ケア会議の役割：各事例を通して導き出した課題→市全体で共有する

iv) 富山市の地域ケア会議について

(ア)地域ケア個別会議（地域包括支援センターへ委託 実施回数：年3回以上）

地域包括支援センターを中心に、地域で支援・介入が困難な事例について、関係者や住民、専門職等を交えた会議を開催。その方の生活をどのように支えていくか検討するとともに、事例から見える地域課題を明らかにし、『地域ケア推進会議』に繋げる。

R5 年度実績

<開催回数・参加人数>

開催回数（回）	検討事例数	参加人数（人）	内 訳	
			関係機関※1	地域住民※2
112	110	849	552	297

※1 関係機関…居宅、介護施設、病院、薬局、保健福祉センター、包括職員等

※2 地域住民…本人・家族、近隣住民、町内会、長寿会、民生委員等

<会議開催の要請者別内訳>

	センター自ら	居宅	地域住民	本人・家族	その他	市
開催要請者（件）	51	28	22	3	8	0

(イ)地域ケア推進会議（地域包括支援センターへ委託 実施回数：年1回以上）

地域ケア個別会議を通じて把握した地域課題に対し、地域住民と対策を検討。地域の社会資源の再確認や創出を行うとともに、解決が難しい課題に対しては行政への政策提言に繋げる。

R5 年度実績

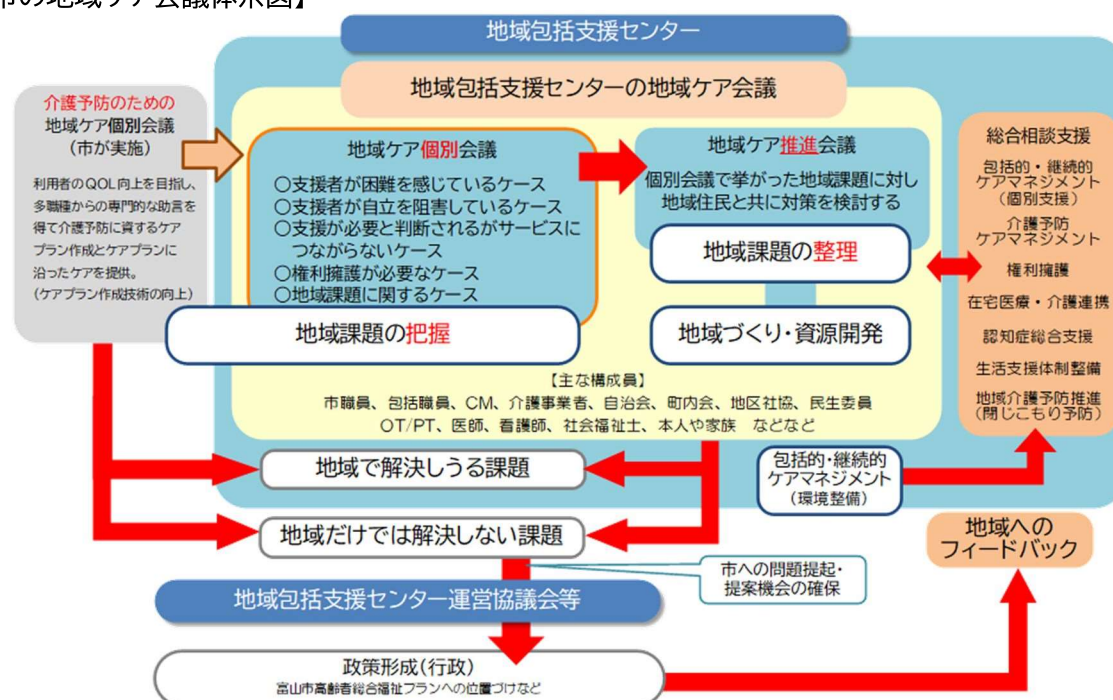
<開催回数・参加人数>

開催回数（回）	参加人数（人）	内 訳	
		関係機関※1	地域住民※2
37	574	234	340

※1 関係機関…居宅、介護施設、病院、薬局、保健福祉センター、包括職員等

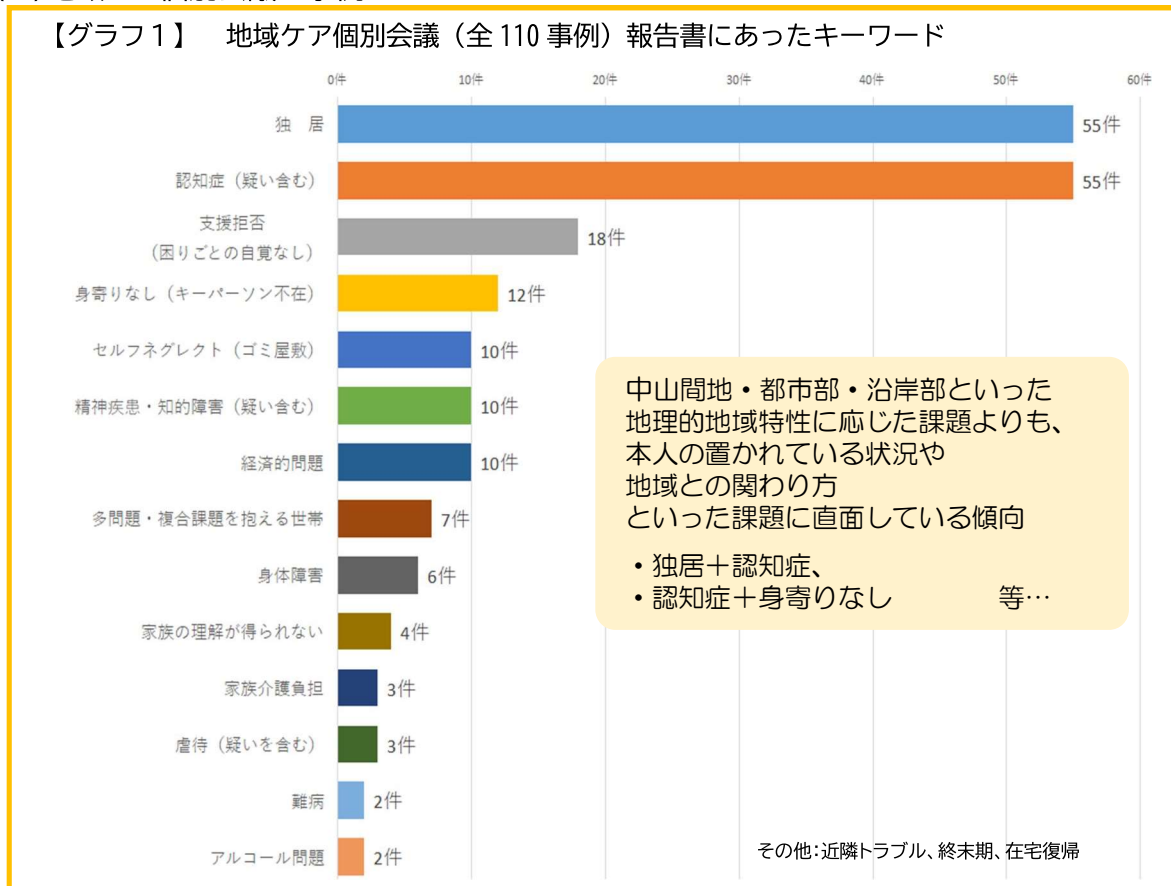
※2 地域住民…本人・家族、近隣住民、町内会、長寿会、民生委員等

【富山市の地域ケア会議体系図】

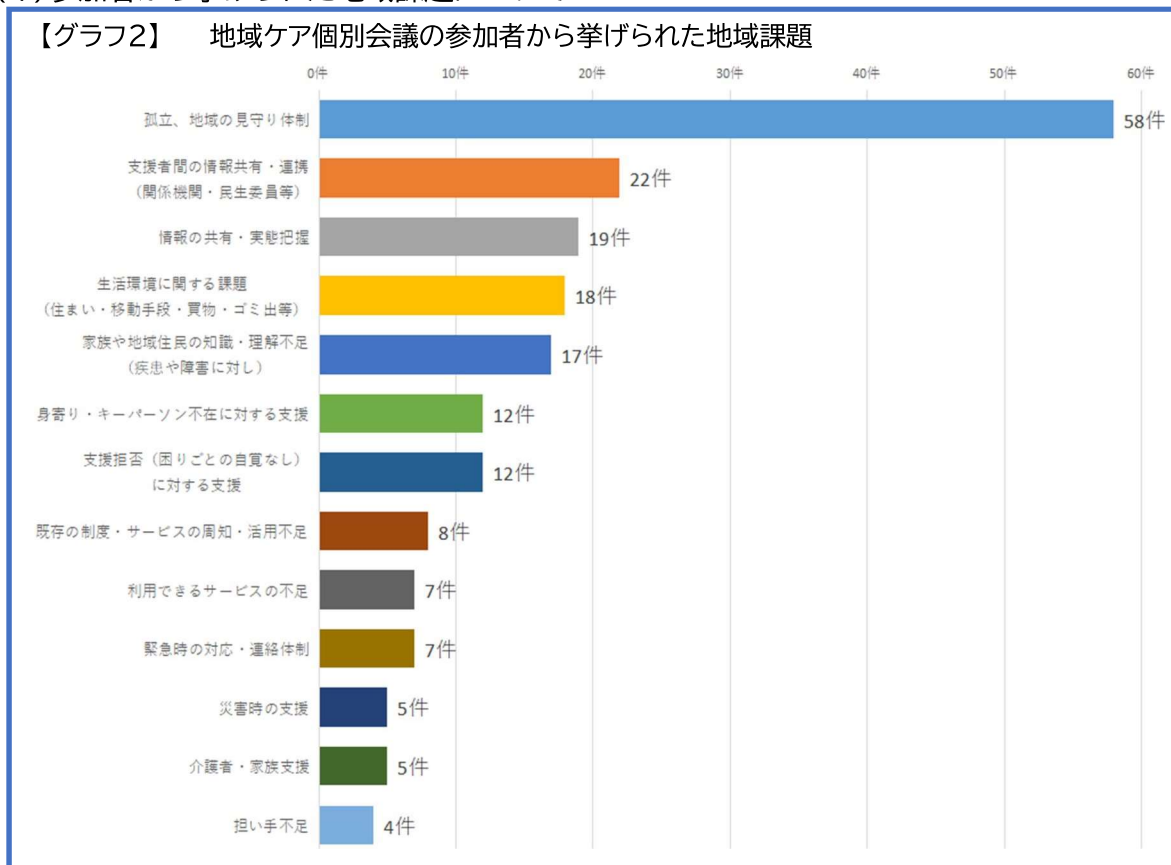


v) 地域ケア会議に関する集計

(ア)地域ケア個別会議の事例について



(イ)参加者から挙げられた地域課題について



(ウ)地域ケア推進会議について

＜把握した地域課題に対し、地域での取組みと行政の支援を期待する課題（一部抜粋）＞

●見守り体制の構築、地域のつながりの強化●

地域での取組み	期待する行政の支援	既存の取組み、制度等
・日常のあいさつ、日頃の声かけによる信頼関係づくり ・町内でケアネット体制見直し ・長寿会や町内へ日常の見守り・緊急時の備えの大切さを啓発 ・長寿会がない地域は自主防災組織等の別団体で地域力強化 ・地域を支える人材の育成	・地域の福祉関係者向け研修実施 ・地域支援の限界に対しどのように対策すべきか、今後の展開や地域の方が取り組めるようなアドバイス等を示してほしい ・幅広い年齢層へのケアネット活動の啓発	・要援護高齢者地域支援ネットワーク ・ケアネット活動 ・生活支援体制整備事業

●●支援者間の情報共有・連携●●

地域での取組み	期待する行政の支援	既存の取組み、制度等
・民生委員児童委員の定例会に地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の参加機会を増やす ・各サービスの紹介、パンフレット等で互いに事業所の特性を知る ・地域と専門機関が情報共有を行う場を定期的に設ける	・地域の福祉関係者向け研修実施 ・一定の条件下での個人情報保護の緩和 ・支援者間の情報共有が容易となる仕組み ・医療、介護、障害分野の事業所が合同で参加できる研修会の実施 ・保健分野との連携、協力体制	・在宅医療・介護連携推進事業 ・医療介護連携推進会議 ・重層的支援体制整備事業

●生活環境に関する課題（高齢者の自動車運転、移動手段の確保）●

地域での取組み	期待する行政の支援	既存の取組み、制度等
・免許自主返納制度について、町内の集まりで周知 ・免許証の自主返納のメリットや行政サービスについてケアマネジャー・民生委員へ情報提供 ・コミュニティバス運行継続のためのアンケートを実施、行政に対する要望をまとめる ・コミュニティバスの運行時間帯に合わせた地域のイベントの充実	・自動車がなくても生活できるまちづくり ・公共交通機関の整備（相乗バス等の小回りの利く移動手段） ・地域住民の要望を柔軟に取り入れた交通施策の実施	・おでかけ定期券 ・高山本線シニアおでかけきっぷ ・高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金 ・あいのり大山（AI オンデマンド交通システム） ・市営コミュニティバス ・地域自主運行バスへの支援 ・グリーンスローモビリティ

vi) 今後について

地域ケア会議から見る地域課題についてさらに深堀り・類型化し、既存制度の活用・普及啓発や、関連する協議体等で解決に向け、さらに必要な取組みについて検討していく。

また、好事例については今後も各センターに共有していく。

1.(2) 令和7年度地域包括支援センター運営について

i) 令和7年度地域包括支援センターへの委託事業(案)について

地 域 支 援 事 業			
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業	包括的支援事業	任意事業
○介護予防ケアマネジメント事業 ○介護予防教室事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防推進事業 ○介護予防訪問相談指導事業 ○介護予防ふれあいサークル事業 ○介護予防推進リーダー事業	○総合相談事業 ○権利擁護事業 ○包括的・継続的マネジメント事業 ○認知症総合支援事業 ○生活支援体制整備事業 ○在宅医療・介護連携事業	○認知症高齢者見守り支援事業

ii) 委託料(案)について

委託料については、センターが高齢者にとって身近な相談機関としての運営基盤が安定するよう基本事業分と出来高分で構成している。

【委託料（基本事業分）について】

高齢者人口の減少に伴い、令和7年度は東部・山室が分類 B に、和合が分類 E に変更になる可能性がある。

(令和6年度)

高齢者人口		2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 6千人未満	6千人以上 7千人未満	7千人以上
分 類		F	E	D	C	B	A	AA
委託料	基本事業分 単位：千円	14,850	16,470	18,840	19,640	20,190	22,590	23,340
該当センター数		1	9	1 2	3	2	4	1



(令和7年度予定)

高齢者人口		2千人未満	2千人以上 3千人未満	3千人以上 4千人未満	4千人以上 5千人未満	5千人以上 6千人未満	6千人以上 7千人未満	7千人以上
分 類		F	E	D	C	B	A	AA
委託料	基本事業分 単位：千円	14,850	16,470	18,840	19,640	20,190	22,590	23,340
該当センター数		1	1 0	1 1	3	3	3	1

★担当地区数が3地区で480千円、4地区以上で720千円加算。年間委託料は基本事業分に出来高分が加わる。

iii) 指定介護予防支援事業について

要支援1、2と認定された方で、予防給付に関するケアマネジメントを実施する。
また、総合事業における事業対象者への介護予防ケアマネジメントも実施する。

2.(1) 大久保・船嶺地域包括支援センターの運営について

当該センターの現運営法人である「医療法人社団 双星会」より、センター運営から撤退する旨申入れを受け、令和7年度～10年度の期間における当該センター運営法人選定のための公募を下記の日程で実施した。

日程	内容
8月1日～30日	受託法人の公募（公募への参加表明提出） ⇒2法人より参加表明
9月11日～20日	応募法人からの提案書提出
10月29日	地域包括支援センター運営協議会委員による選考 ⇒書類及びヒアリングによる採点 （社会福祉法人 おおさわの福祉会を選定）
11月7日	市として社会福祉法人 おおさわの福祉会を受託候補者に確定

- ・公募には2法人から応募があり、運営協議会委員5名による審査の結果、「社会福祉法人おおさわの福祉会」が選定された。
- ・令和7年4月1日からは「社会福祉法人おおさわの福祉会」が大久保・船嶺地域包括支援センターの運営を受託。
- ・令和7年4月1日からの大久保・船嶺地域包括支援センターの事業所の位置および配置職員については、現行と変更なし（現事業所は社会福祉法人おおさわの福祉会に譲渡され、現在の配置職員も転籍の予定）。

※補足：社会福祉法人おおさわの福祉会は、
現在の大沢野・細入地域包括支援センターの運営法人。

2.(2) 富山市地域包括支援センター運営協議会 評価委員会について

開催日/会場：令和6年10月18日（金）富山市役所8階 802会議室

評価委員：相山委員、家城委員、高原委員、高城委員、木林委員（欠席）

①国が策定した評価指標に対する回答、②市の事業評価票による結果について検討を行った。

i) 国の評価指標について

評価結果を踏まえ、センターの課題及び市が今後取り組む内容をまとめた（下表参照）。

No.	国の評価指標（センター指標）による設問 及び回答から考えられる課題	左記課題に対する市の具体的対応
組織運営体制等		
16	（設問）個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	USB メモリを使用しなくなったことを理由に管理簿を作成しないセンターが見られたため、電磁媒体による情報の持出しに限らず書面等での持出しも想定し、管理簿の作成を徹底するよう指示
	（課題）紙媒体による情報持出にかかる管理簿が未作成のセンターがあった	
総合相談支援		
24	（設問）相談事例の解決のために市町村への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があったか	センターの役割・市の役割を明確にしたうえで、市とセンターでの日常的な連携体制をより密に構築し、支援要請があった場合は迅速に助言や支援の対応を行う
	（課題）困難事例について、市の支援が得られないケースがある	
権利擁護		
30	（設問）消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか	市及びセンターの双方が消費者被害に関する情報把握に一層努めるとともに、情報を把握した際は、速やかにセンターへ共有するとともに、センターから各地域の民生委員、介護支援専門員等へ注意喚起を行うよう指示
	（課題）消費者被害に関する情報把握と地域への注意喚起の取組が徹底されていない	
包括的・継続的ケアマネジメント		
31	（設問）担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員の人数等）を把握しているか	各センターに対し、担当圏域における居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員を定期的に確認するよう指示
	（課題）人事異動による各事業所の人員配置変動を、把握していないセンターがあった	
32	（設問）介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し年度当初に指定介護支援事業所に示しているか	各センターに対し、介護支援専門員向け研修計画を策定し、地域の居宅介護支援事業所職員のスキルアップにつなげるため、当該計画を指定居宅介護支援事業所へ年度当初に周知するよう指示
	（課題）地域の事業所への文書での周知がなされなかったセンターがあった	
38	（設問）センター主催の地域ケア会議の運営方針をセンター職員・会議参加者・地域の関係機関に周知しているか	各センターの職員が「手引き」等により地域ケア会議の運営方針を理解することはもとより、会議参加の地域住民や関係機関に対して、会議の目的と運営方針の周知を徹底するよう指示
	（課題）ケア会議参加者に、会議が事例解決に加え、地域課題抽出の手段であることの理解が浸透していない	
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援		
46	（設問）自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか	市が開催するセンター管理者会議や専門職の定例会・研修会の機会を捉え、市のケアマネジメントの基本方針について、周知を重ね全センターの共通した理解となるよう努める
	（課題）市のケアマネジメントに関する基本方針が、センターに浸透していないと、センターからケアマネジメント業務を委託する際に適切な内容とならない恐れがある	

- ・国のセンター指標の結果から、センターが「できている」と回答した割合が低い評価項目（三職種の配置や個人情報の管理、介護支援専門員の研修会等の開催計画の周知等）について、巡回時等に状況を把握し、個々のセンターに助言・指導を行う。

《 評価委員からの意見 》

◆国の評価指標について

①生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。

介護保険課の介護給付等費用適正化事業のケアプラン点検と合わせてできれば良いのではないか。

②三職種（それぞれの準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。

介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。

「できている」の割合はこれまでずっと低い。

研修計画を年度当初に出すことをもう少し周知し、準備して出すように言っていないとずっと低いまま。居宅介護支援事業所の管理者として主任ケアマネジャーがおり、特定事業所加算を算定しているところも多くなった。包括の主任ケアマネジャーが研修を全部するのはではなく、地域での研修を把握していれば良しとする等、柔軟な対応を検討してもらいたい。

ii) 市の事業評価票について

市の事業評価票から各事業の実績や成果等を分析し、センターの課題及び市が今後取り組む内容についてまとめた。

- ・成年後見について、制度の活用に結びつかなかった理由としては、「制度の必要性についての理解が得られない」「本人の拒否」との声が多く聞かれたため、社会福祉士定例会に必要な方を成年後見制度に繋げるための研修を行った。
- ・ケアマネジャー支援については、主任ケアマネジャー定例会等で居宅支援事業所の主任ケアマネジャーとの役割分担について共有することを検討する。
- ・地域ケア会議については、困難事例の割合が影響している可能性も考えられる。課題解決までの話し合いが実施できない要因について把握し、地域ケア会議に関する研修の実施について検討する。

《 評価委員からの意見 》

◆センターの評価

職員配置

- ・保健師の配置がなくともよいという理解になってしまっているため、配置が必要であるならば、その旨をはっきり周知すべき。

事業評価

- ・事業評価での質問の捉え方がセンターによって異なることが考えられるため、統一した方がよい。
(センターによっては個人情報管理簿の記載について USB メモリでの情報持出し時のみ必要と捉えているセンターがある、センターにより高齢者見守りネットワーク構築の定義が異なる等)
- ・できていると回答した割合が特に低い項目が3つあるが、対策をすべきではないか(3職種の配置、個人情報管理簿の記載、介護支援専門員を対象とした研修会等の開催計画の居宅への掲示)。また、前回と比較して達成率が低くなっている項目については、今後も低くなっていくようであれば、注視すべきである。

適正化

- ・介護保険適正化事業でのケアプランの点検で、生活援助の訪問回数の多いケアプランを把握していると思うが、地域ケア会議等での検証は実施しないのか。

高齢者見守りネットワーク

- ・見守りネットワークが市全体として減少する中、逆にネットワークが広がっているセンターのネットワークの作り方、繋ぎ方を定例会等で共有すると、新たな手法の発見につながるのではないか。

地域ケア会議

- ・地域ケア会議の開催回数が少ないので、もう少しきめ細かく開催しても良いのではないかと。
- ・地域ケア会議は負担が大きいことが課題となって広がっていないため、負担感なく実施するための方法を改めて周知するとよい。

2.(3) 令和6年度富山市地域包括支援センター巡回報告について

i) 目的

富山市地域包括支援センター運営協議会委員及び市職員が地域包括支援センター（以下、「センター」）を巡回して活動状況や運営上の課題等を聴取・助言し、公正・中立性が保たれているか、法人の理解が得られているか等の確認を行い、センター業務の円滑な実施を図る。

ii) 期間

令和6年11月20日（水）～11月26日（火）

巡回先 八尾南、大沢野・細入、まちなか、月岡、新庄、堀川・光陽、岩瀬・萩浦、
広田（計8か所）

iii) 巡回状況

(ア) センターの運営について

① 担当エリア

巡回先の担当地域は1～7地区であり、高齢化率が地区によって大きく異なる、また市街地がある一方で車で訪問し難いような山間の地区がある等、1つの担当地域であっても地区により状況が大きく異なる巡回先もあった。そのような中、地域の住民や関係団体と良好な関係を作り連携することで、高齢者を効果的に支援していた。

② 人員配置

人員はほとんどのセンターで適切に配置されている。一部のセンターでは、職員1名欠員の状態が昨年度から続いているが、募集してもなかなか応募がないとのことであった。また、人材紹介会社経由で年度初めに採用された職員が10月末で辞めてしまう等、採用してもセンターでの勤務に馴染まないというケースも聞かれた。

③ 職員の資質向上

・各関係機関から案内される研修等には積極的に参加しているセンターが多かった。

(イ) センターの活動について

① 令和6年度事業実施について

・年間計画表に沿って計画的に事業が進められていた。

② 事業実施にあたっての問題点や課題

- ・閉じこもりが増え、ADL悪化、精神的不安、認知症につながるケースが増えている。
- ・一世帯で多問題が発生するケースが増え、多職種での連携が必要になっているが、本人の拒否や経済的問題等で連携が難しい場合がある。
- ・介護保険サービスを利用しない方の介護認定申請・更新申請、認定調査が増えている。利用しない理由として、認知症でサービス利用について理解が得られない、拒否が強い、介護保険サービスでは補え切れない等がある。

- ・周囲に支援者のいない方の金銭管理や受診への同行など、やむを得ず業務範囲を超えて支援することがある。
- ・独居で身寄りのないケース、認知症や虐待のケースはサービス調整や関係者間の連携に膨大な労力を要する。
- ・アパートやマンションは管理人をとおして介入する場合が多いことから、管理人にも啓発が必要ではないか。

③公正・中立性の確保

- ・情報収集した事業所の情報をもとに、利用者の希望を踏まえ紹介していた。
- ・一部のセンターでは介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への委託について、委託料が安価であるため躊躇われる、委託しなくてもセンターですべて実施できる等の理由で、件数の少ない状況であった。

④市への要望など

- ・八尾地域では認知症対応型通所介護、グループホームが休止しているため、認知症介護を専門とするサービス提供を望む。
- ・ふれあいサークルの週1回開催という要件が厳しいため、見直ししていただきたい。
- ・困難事例について相談できるスーパーバイズのような存在があると良い。
- ・介護請求ソフトの更新には行政から指示がほしい。
- ・ケアプランデータ連携システムの料金が年間2万円かかるが、その分を加算して欲しい。

iv) 運営協議会委員からの意見

(ア)センターの運営について

① 法人の理解

- ・センターの役割を十分に理解し、運営に対して協力的である。

② 担当エリア

- ・八尾地域は事業所の休止が多く、必要なサービスを受けられるか心配である。
- ・八尾南は、事業所の移転についてさらなる周知が必要と思われる。
- ・エリア別の担当割は経験の浅い職員には負担となるが、エリア別でなく柔軟な担当割をされており、良いと思った。

③ 人員配置

- ・経験年数の浅い職員への多職員のサポートがあり、スキルアップが見込まれる。
- ・職員のスキルアップやリスキリングの意欲が高いと感じた。
- ・自発的参加ではなく、事業所としても研修参加の計画を立てるべきではないか。
- ・人材紹介会社の紹介による採用はおすすめしない。6か月以上勤務する保証がなく、紹介料も高い。
- ・保健師の配置のないセンターでは配置を検討いただきたい。
- ・最近では60・70代男性の相談が増えてきているとのことで、訪問時の危険性を考えると、職員には男性も必要ではないかと感じる。
- ・人員減で多忙となっているセンターでは、法人内からの異動等の早急な対応が必要と思われる。

④ 職員の資質向上

- ・職員間の連携・協力体制はできているが、事業実施にマンネリ化がみられ、他地域の好事例を刺激にするなどして工夫・改善を図っていただきたい。
- ・若手の育成にも注力していただきたい。

(イ)センターの活動について

⑤ 今年度の事業実施状況

- ・計画的に事業が進められている。

⑥ 事業展開

- ・認知症サポーター養成講座等の開催について小学校に提案するときは、翌年度の年間計画が立てられる前の1・2月くらいに提案した方が良い。
- ・若年層への啓発活動に取り組むことも大事。
- ・認知症サポーター養成講座、認知症地域説明会の参加者を増やすためのさらなる工夫が求められる。
- ・過去の困難事例への対応をQ&Aのような形で共有してはどうか。
- ・金銭管理や受診への同行はトラブルの元であるため、極力、他の専門機関や家族に委ねるべきである。
- ・ケアマネジャーは、本人の診療についての意思決定等、過剰な支援を医療側から求められることが多く、それに対し団結し医療団体に抗議しても良いのではないか。
- ・マンションやアパートが多いと高齢者のみ世帯へのアプローチに苦慮するが、地域とのつながりづくりに努力いただきたい。
- ・虐待相談がセンターにこない地域では、センターの役割の認知度がまだまだであると感じた。

⑦ 公正・中立

- ・一部センターでは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託件数が少ない。地域事業所の育成や、地域の事業所との連携という観点がなく、公正・中立性についての理解が不足していると考えられる。
- ・八尾地域では、介護事業所数が減少傾向で、苦慮されている。

(ウ)その他(建物・設備、個人情報の管理)

- ・建物にはもう少し高齢者に配慮した工夫がほしい。
- ・個人ファイルは目につかない場所に置くような配慮が必要。

2.(4) 地域包括支援センターの担当圏域に関する中核市等調査結果について

i) 圏域の設定に関する経過

平成 18 年度に在宅介護支援センターの担当エリアを尊重し各圏域が設定され、現在に至るまで圏域の設定に変更はない。令和 4 年度には各圏域センターの運営法人の公募を行い、令和 5 年度より新たな委託期間の 6 年間でスタートした。

現在の圏域設定では、在宅復帰支援件数や給付管理件数の増加、各センターの高齢者数や、担当地区数に偏りがあるなどの課題がみられる。しかしながら圏域設定の変更は、地域住民や事業者に多大な影響が想定されるため、慎重な検討が必要となる。

富山市地域包括支援センター運営協議会では、継続してセンターの担当圏域に関し、引き続き高齢者人口や地域の人口動態を注視しながら、圏域設定の妥当性について検討を続ける必要がある。

「地域包括支援センターの設置運営について」

(厚生労働省通知：平成 18 年 10 月 18 日 老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号)

最終改正 平成 30 年 5 月 10 日

センターの設置運営についての市町村の責務として、①適切な人員体制の確保、②市町村との役割分担及び連携の強化、③センター間における役割分担と連携の強化、④効果的なセンター運営の継続を踏まえながら、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。

また、センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的に業務が行えるよう、市町村の担当圏域を設定するものとする、とされた。

ii) 他市町村の圏域設定の根拠についての調査結果

令和 6 年 11 月、今後の本市におけるセンター圏域の見直し検討の参考とするため、他都市の状況（圏域設定の根拠）について調査を実施。

- ・調査対象：中核市 61 市
- ・回答数：56 市（回答率 91.8%）

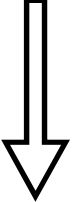
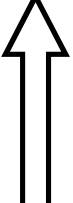
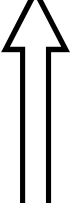
圏域設定根拠として 5 つの選択肢のうちいずれかを選択、結果は下記のとおり。

選択肢（複数選択可）	選択数	回答割合
ア) 日常生活圏域	36	52.9%
イ) 高齢者人口	11	16.2%
ウ) 要支援認定者数	0	—
エ) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の件数	0	—
オ) その他	21	30.9%

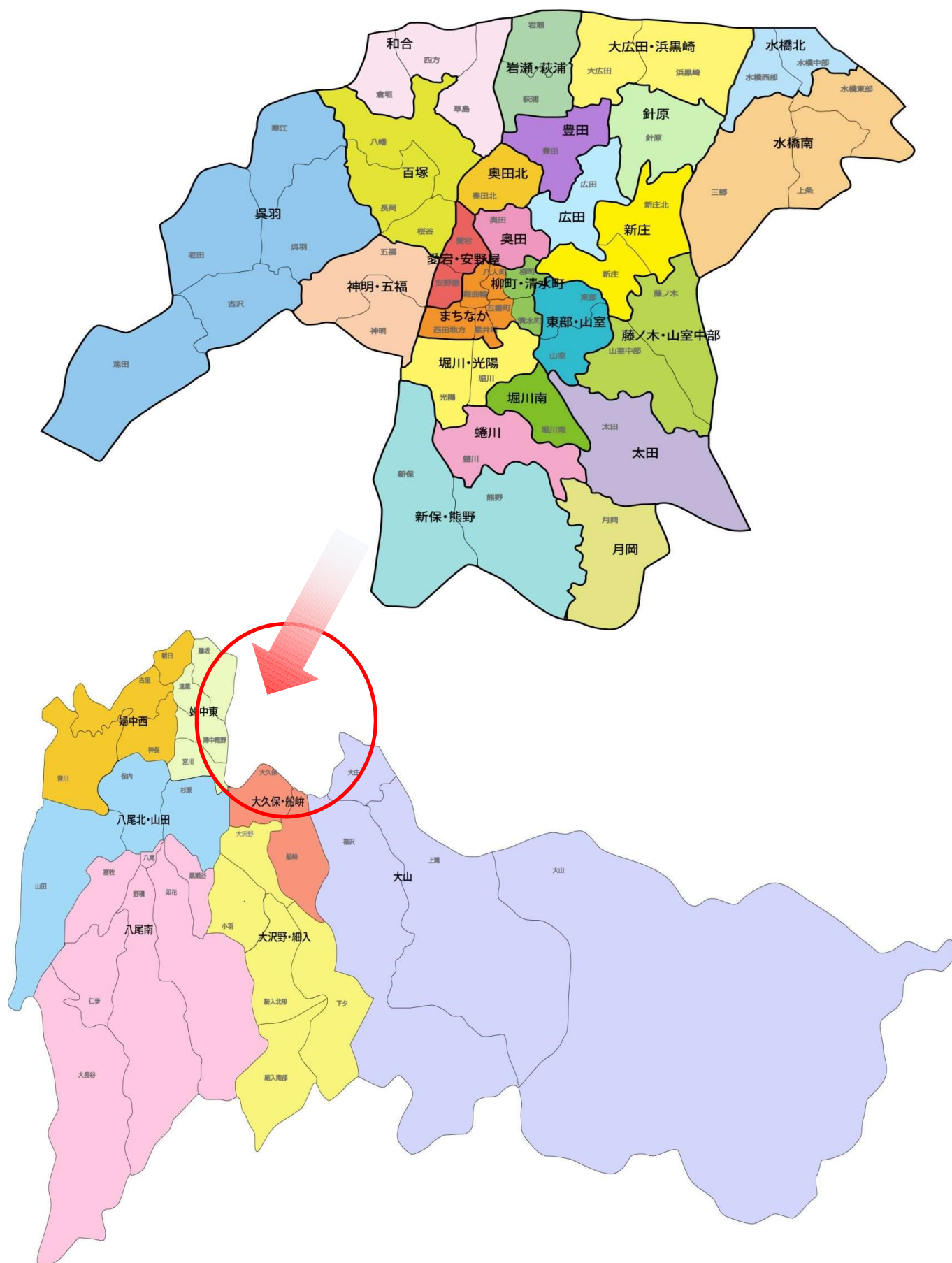
また、設定の基準等として挙げられた内容は、下記のとおりであった。

日常生活圏域	・センターの圏域を日常生活圏域と同一とした（函館市ほか） ・日常生活圏域を基に、高齢者人口も考慮し設定（前橋市ほか） - 岐阜市：高齢者人口が 1 万人を超えた圏域を 2 カ所に分割 - 山形市：高齢者人口が 8,000 人を超えないように設定 - 郡山市：高齢者人口が 3,000 人以上となるように設定 ・日常生活圏域を基に、高齢者人口と範囲の広さを考慮し設定（横須賀市） ・日常生活圏域を基に、連合自治会や校区との適合、高齢者人口を考慮（吹田市）
校区	・中学校区ごとに設置（豊田市） ・中学校区を基に高齢者人口（標準 6,000 人）、認定者数、医療・介護等の地域資源、生活・交通基盤、を考慮して設定。実情に応じ増設・分割している（長崎市） ・小学校区を基に、高齢者人口も考慮し設定（高崎市ほか）
行政区	・支所の所管区域で分けている（福島市ほか） ・6 行政区を線路・道路の配置、高齢者人口に考慮して 2 分割（尼崎市） ・地域自治区を基本とし、民協区との調整のうえ設定（宮崎市）
その他	・日常生活圏域によらず、高齢者人口が 3,000～6,000 人になるよう設定（高槻市） ・日常生活圏域とは別に地区コミュニティを設定、コミュニティごとに委託型センターを設置。また、日常生活圏域ごとに直営型センターも設置（船橋市） ・市地区保健福祉センターの活動圏域と同一とした（いわき市） ・在宅介護支援センターの圏域を基に、人口・高齢者人口を考慮して設定（甲府市ほか）

iii) 担当圏域の見直し検討にかかるスケジュール

年 度	内 容	委員 任期
令和 6 年度 (委託 2 年目)	 運営協議会 (年 2 回) ・ 担当エリアについての協議を継続	
令和 7 年度 (委託 3 年目)		
令和 8 年度 (委託 4 年目)	第 2 回運営協議会 (2 月下旬頃) ・ 担当エリアの見直しの要否及び見直しが必要な場合、具体的な担当エリアについて、協議会意見をまとめる。	
令和 9 年度 (委託 5 年目)	 【担当エリアを見直す場合】 ・ 公募に向け、各関係機関への周知準備	
令和 10 年度 (委託 6 年目)		

iv) 現在の圏域図



3.(1) 地域包括支援センターの人員基準に関する規則の改正について

i) 市の条例施行規則の改正の経緯について

介護保険法施行規則の改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）により、地域包括支援センターの人員基準について、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準が変更された。人材確保が困難になっている現状を踏まえ、運営協議会が必要と認めた場合に、柔軟な職員配置を可能としたものである。

それに伴い、「富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例施行規則」も令和 7 年 4 月 1 日を施行日として改正を予定している。

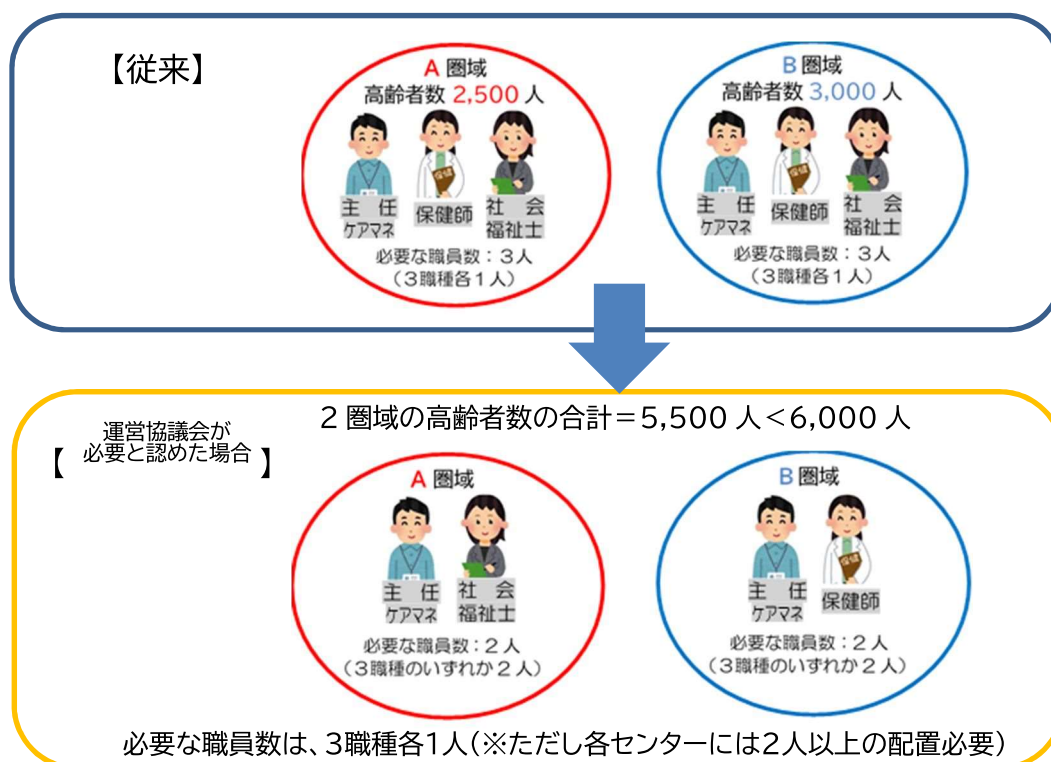
ii) 介護保険法施行規則および市の条例施行規則改正の内容について

改正の内容は、下記 2 点。

①地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

②センターにおける効果的な運営に資すると運営協議会が認める場合には、複数圏域の第一号被保険者数を合算し、その第一号被保険者数に対して配置すべき常勤職員の員数を複数圏域内のセンターに配置することにより、複数圏域内のそれぞれのセンターが配置基準を満たすものとする。ただし質の担保の観点から、ひとつのセンターには 3 職種のうちいずれか 2 人以上の常勤職員を配置しなければならないこととする。

【②で運用した場合の例】



3.(2) 令和7年度富山市地域包括支援センター運営協議会予定(案)

	会議等	内 容	評価委員会
R7. 4 月			
6 月			
7 月	運営協議会①	第 1 回運営協議会 ・ 令和 6 年度実績について ・ 令和 7 年度巡回についてなど	
8 月			
9 月	評価委員会		評価委員会 ・ 事業評価結果の分析 ・ センターの効果的な運営、活動に関する検討など
10 月			
11 月	巡回指導	地域包括支援センター巡回指導 8センター程度実施予定。 1 回の巡回で 2 か所 委員 2～3 名で実施 (5 年で全センターを一巡)	
12 月			
R8. 1 月			
2 月	運営協議会②	第 2 回運営協議会 (2 月下旬～3 月上旬) ・ 評価委員会の報告 ・ 巡回指導報告 ・ 地域課題に関する協議 ・ 令和 8 年度の事業に向けて ・ 公募結果報告	
3 月			